

監査報告書

令和7年5月28日

社会福祉法人 宝安寺社会事業部
理事長 大水 健晴 殿

監事 加藤 馨
監事 志村 恵美子

私たち監事は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次の通り報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。以上の方法により、当該会計年度に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計年度に係る計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）及び財産目録について検討しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算関係書類及び財産目録の監査結果

計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

3. 監査講評

令和6年度監事監査においては、事業報告書案及び決算報告書案に基づいて、法人本部事務局、施設長、会計担当職員から個々の状況説明を受け、関係諸表類の内容確認や実態の聞き取り調査を実施しました。

会計監査においては、決算時に、預金及び基本財産等の実在性を外部資料と照合することにより確認し、前年度と当年度の実績差異につき報告を受けました。

業務監査においては、施設運営に関わる聞き取り調査を行い、事業報告書に基づいた報告を受けました。また法人の全事業所より、(1) 人材の確保と定着についてについて、(2) 苦情対応の状況について（カスタマーハラスメント対応含む）、の2点の重点項目について、法人及び各事業所から報告を受け、資料を基にヒアリングと内容確認を行いました。

監査結果としては、法人及び各事業所の業務執行に当たっては、法令及び通知等に抵触するものはなく、指摘あるいは指導事項に該当するものではありませんでした。また事業報告書の内容に基づき確認した結果、全施設が法人本部方針との一貫性をもって事業計画を推進し、将来的な課題に向けて連携体制の構築に取り組み、成果を上げていることを認めました。

引き続き取り組んでいただきたいこととして次を挙げます。

人材確保と定着については、人材が多様化・流動化する中、更なる定着に向けたキャリアパスと制度設計に取り組んでください。苦情対応においては、カスタマーハラスメントを含め、職員をどう守るかという視点、今まで以上に行政や関係機関とどのように連携するかという視点についても考えた組織的対応に取り組んでください。

以上